

徳島地方・家庭裁判所委員会（第16回）議事概要

1 開催日時

日時 平成26年2月14日（金）午後2時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所会議室

3 出席者（各50音順）

(1) 地裁委員

井上孝志委員，黒田豊委員，高田憲一委員，高橋信子委員，田代英明委員，天満隆行委員，平井松午委員，深見敏正委員〔委員長〕，米田豊彦委員

(2) 家裁委員

折野好信委員，（黒田豊委員），島田政男委員，（田代英明委員），林容子委員，（深見敏正委員〔委員長〕），松尾泰三委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長選任

(5) テーマ「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）に基づく保護命令制度について」についての意見交換

下記5のとおり

(6) 次回開催期日，テーマ等

おって決定

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換について（○：委員，□：説明者もしくは裁判官の職にある委員）

要旨

□：（千賀卓郎裁判官）テーマにつき説明

○： 保護命令の申立件数は年間何件ぐらいあるのか。また，申立てを認めたものと，却下したものの内訳を教えてください。

□： 申立件数は年によってかなり変動がある。平成25年は10件プラスαで，その前の年は20件弱，平成23年まで遡ると30件程度の申立があった。却下は数件程度であるが，場合によっては取下げを勧告することもある。

○： 相談先としては，警察署と，配偶者暴力相談支援センター（こども女性相談センター）を比較すると，どちらの割合が多いのか。

□： ほぼ全員の方が警察署には相談に行っているようであり，女性相談センターの付添いの方が同行されている事例もかなり多い。中には弁護士が代理人となっている申立でもあるが，そういった案件でも，ほぼ全件で警察署には

相談に行っていると認識している。

- ： 補足すると、警察署、相談センターの二者択一というものではなくて、両方に相談に行っている方が多い。例えば、警察署に相談に行って、その相談で、申立の準備もあるので相談センターの方に行ってはどうかという助言を受けて、相談センターの方でも相談を受けるといった事例がかなり多いと思われる。
- ： DVの危険性がある場合の配慮として、調停申立書に実際の居所と違う住所を記載させる運用についての説明があったが、そもそも住所を記載する必要があるのかという疑問がある。例えば、電話番号が記載されている当事者目録が加害者に送付されたところ、加害者は留置施設にいて、留置担当者が電話番号が記載されている申立書を相手方に渡してしまっただけというものが問題になった。それで電話番号を確認したところ、実際には違う電話番号であった。しかし、加害者はその電話番号をメモしており、電話がかからないということでもイラッとするだろうし、電話がかかったとしても違う相手にかかってしまうという問題があるので、本当にそういったものが必要なのかということが問題である。現在、刑事捜査の現場では、被害者の特定にかかる事項はできるだけ書かないようにしているが、そういうふうにすることはできないのか。
- ： 申立書には当事者の氏名及び住所を記載しなければならないということが規則（配偶者暴力等に関する保護命令手続規則1条）で決まっているので、住所の記載をしないということは規則上認めがたいが、そこをどのように工夫するかという問題になると思う。
- ： 申立書の必要的記載事項として、「当事者の氏名及び住所」ということが規則上定められていて、通常の民事手続における申立書の記載と同じような規律になっている。
- ： 例えば、申立人がセンターで保護されているようなケースでいえば、以前に夫婦で居住していた場所を申立書に記載して、それによって個人を特定するという便宜を図っている。でも、現実には申立書に記載された住所には居住していないという意味で、特定の必要性から、以前に一緒に住んでいた場所などを記載しているというのが一番多い取扱いではないかなと思う。
- ： 説明によれば、申立書に記載する住所を実家とする扱いもあるということだったが、そういう扱いであれば、当然、保護命令にもその実家の住所が記載されるということになると思うが、そうすると、相手方が、申立人が実家に住んでいるのならそこへ行くのはやめよう、または実家には住んでいないだろうというふうな発想になって、たまたま女性支援センターを訪れたところ、実はセンターに申立人が住んでいたような場合に、保護命令違反の罰則が適用されるのかどうかという点をうかがいたい。
- ： 通常、保護命令は、被害者の住居、勤務先その他通常所在する場所の付近

をはいかいしてはならないというもののほかに、被害者の身边につきまといをしてはならないという命令になる。したがって、被害者がいる所に近づいただけで保護命令の対象となり、違反した場合は罰則が適用されるということになる。

- ： 必要的記載事項の規定は民事保全と同じような記載になっている。DV防止法が制定される前は、例えば、500メートル以内に近づいてはならないというような仮処分命令で対応していた。しかし、それが保全の効力だけでは弱いということで、その点を担保するDV防止法ができたという経緯もあることから、書式に関する規定も民事保全の規則に類似した形となっている。
- ： 申立書に記載するのは「住所」となっているが、保護命令の発令に当たっての接近禁止命令では「住居」となっている。つまり、接近禁止命令では現に住んでいる所を保護する概念となっているので、先ほどの質問に関してはそういう点からも説明できると思う。要は申立書に書いてある所だけが対象というわけではなくて、現に住んでいる所も保護できる対象になっている。
- ： 「住居」という場合は、住所と居所を含んだ呼称なので、事実上住んでいる所も含んだ形になっている。「住所」よりも「住居」の方が概念が広く、センターに住んでいる場合は、そこが居所ということになるので保護される形になる。
- ： 自分の妻や子どもがいないかと思って加害者がセンターを訪ねて行ったとしても、ここにはいませんということで帰ったら、つきまといには当たらず、刑事罰にはならないのか。
- ： つきまといに該当するかどうかは解釈の問題になると思う。ただ、罰則が適用されるかどうかという点については、裁判所が直接判断するわけではなく、現実には警察が捕まえたうえで、検察庁が起訴するかどうかということに委ねられているということになると思う。
- ： 徳島の裁判所では申立書の住所の記載で工夫をしているということであったが、全国的にもそのような状況なのか。
- ： 私は徳島に赴任してくる前は、東京と横浜で保護命令も担当していたが、現実に居住している場所ではなく、住民票上の住所で特定の面も十分なので、それで構わないという運用をしていた。制度発足時には東京地裁と大阪地裁で協議をして、住所記載に関する工夫についても打ち合わせてマニュアル作りをし、運用上の工夫は今日まで実践されてきていることから、おそらく全国に定着する形となっていると思う。
- ： 保護命令申立ての却下の件数が年間数件ぐらいということで、却下に相当する場合には取下げを促すという趣旨の説明があったが、どのようなケースが却下相当のものなのか。申立人が嘘を言っているというのは考えにくいけれども、例えば、暴行の程度が将来重大な危険を及ぼす程度のものではないから却下というふうな感じなのか。

□： 却下の件数は、年間数件ということではなく、1年に1件あるかないかという程度である。

却下相当のケースについて一般的に言うならば、仮に暴力があったとしてもそれが重大なものかどうか、また、継続的なものかどうかという観点から、過去には継続していたかどうか、それに加えて将来も暴力を受けるおそれがあるかどうかという点が問題になると思う。そういう点が引っかかるというケースが多いのではないかと思う。それと、再度の申立てのときには、要件を具備しているかどうかを慎重に検討する案件が多い。

□： 再度の申立時にはなかなか要件を認定できない場合があるように思う。1回は6か月間安定した状態を作って、その間に身辺整理をするとか、退去命令がかかっている場合には荷物の撤去をするとか、猶予を差し上げて身辺の安全を図ってもらうことをお願いしているわけだが、6か月間安定状態にあった人が、6か月の期限が切れたからまたもう一度命令をと言われても、1回目の申立てと同様に申立要件を満たさないといけないので、なかなか認定しがたいところがあると思う。それとは別に、外国へ行ってしまっている人がいて、帰国したら危ないということで申立てをした例もあったが、いつ帰国するかも分からなかったようなケースだったので、もう少し切迫した段階でやり直したらどうかということで取下げを促したケースもあった。

○： 再度の申立時も、申立人の審尋を行うのか。

□： 行う。

○： 女性会等で児童施設を訪問することがあるが、そこにいる児童は、親による暴力を受けて避難していることが多い。これからは暴力をふるわないと約束して、親が子どもを引取りに来ることがあるが、十日もすればまたアザだらけになって戻ってくるという例を何件か聞いたことがある。子どもであれば申立てなどの手続は難しいと思うが、そういった例はどのように保護されるのか。

□： 子どもの場合には、児童福祉法により、親権を持っている人からの暴力を防ぐために児童養護施設等で保護するという制度がある。DV防止法に関しては、内縁関係や夫婦関係にある人について、一方から他方に対する暴力を防ぐという制度になっているので、今紹介された例のような子どもの安全面に関しては、児童福祉法で対応することになる。その手続はもっぱら家庭裁判所で行っていて、児童養護施設等に入所させることの承認を求める申立てが児童相談所からなされると、家庭裁判所調査官が子どもと会ったり、暴力を加えたとされている親と会ったりして調査し、児童養護施設で保護する必要があるかどうかを裁判所で判断している。この申立てで入所を承認すれば、親権者が求めても子どもを返すことはしていない。

□： テーマに関する質問だけでなく、御意見もお聞きしたい。手続面についても、申立当日に申立人本人がお越しいただければ、裁判所ではすぐに審尋を

して、1週間後ぐらいに相手方を呼び出すとすれば、申立てから十日ぐらいで保護命令が発令できるぐらいのイメージで運用しているが、資料が少し不足するため追完をお願いしたりすると、若干発令までの期間が延びてしまったりする。手続等についても御意見があれば、うかがったうえで今後の運営に役立てていきたいと考えている。

- ： 保護命令申立ては、本人が申し立てることが多いのか。それとも弁護士が代理人になっていることが多いのか。あるいは支援センターの方がお手伝いしていることが多いのか。
- ： 私個人としては、本人だけが申立手続をしているという案件は担当したことはない。支援センターの方がサポートして、その方と一緒に御本人が来られるということが多いと思う。弁護士が代理人となっている案件も何件かはあるが、それ以外のほとんどの案件は支援センターの方がサポートしているようである。
- ： 相手方に弁護士が付いている案件はあるか。
- ： そういう例もある。
- ： ほとんどの場合は女性が申立人となっている例と思うが、最近では逆の例はないのか。
- ： 私個人が担当した案件では申立人は全て女性だったが、男性が申し立てた案件もあるということは聞いたことがある。
- ： 他の地裁にいたときに、女性がフライパンで男性をはり倒したという案件があった。DV防止法施行の初年度に、男性からの申立てが数件あったということを知ったことがあるが、それらを除けば圧倒的に女性からの申立てが多い。
- ： 徳島では男性が申立人となった案件を担当したことはないが、以前勤務していた庁で、ほかの裁判官が男性からの申立てを審理したということを知ったことはある。

相手方の審尋をしていると、「私の方が申立てをしたいぐらいだ。向こうの方が先に手を出した。」というふうに、自分の方がむしろ被害者だということをよく聞く。そこで、「それなら申立てをしますか。その代わりずっと会えない、近づくなということですよ。」と説明すると、大体は自分の方が相手に会うことを制限されることがおかしいという考えの方なので、申し立てたならどういう結果になるのかということを知りたい方がほとんどであり、それなら申立てはしないということで落ち着くことがよくある例である。
- ： 両方から申し立てられたら、場合によっては両方の申立てを認容することもあり得ることなので、そういう場合は双方の目的は達せられることになる。
- ： DVなどの家庭内暴力があった案件での調停に関しても説明させていただくと、現在、仮庁舎ということでしばらくは手狭な環境の中でやりくりしな

いといけないが、その中でも配慮はしていて、調停では1階と2階とを分けてなるべく別々の部屋にするとか、申立人と相手方とで呼び出す日を改めるといった工夫をしている。DV防止法に基づく保護命令の審理に当たっても、場合によれば、相手方の話を聞いたときに、判断に迷うようなときがあれば、申立人の連絡先の電話番号を聞いておいて、電話連絡だけで内容を補充してもらうというような取り組みをしたりしているが、委員の皆様方の目から見て、こういうふうにすればよいのではということがあれば、おっしゃっていただければ今後の運営の参考にしたいと思っている。

- ： 外国人の女性による申立てが増えていることはないか。
- ： 東京や横浜では、地域柄からくる事情で、外国人が当事者となる案件は多かった。
- ： 外国人が当事者となる場合、通訳人は裁判所で準備してくれるのか。
- ： 申立てから発令までの期間が短いことから通訳人を手配できないところ、外国人が申立人となるケースでは弁護士が代理人となることが多かったので、弁護士が同行した通訳人を利用させていただくケースが多かった。裁判官の中には外国語を話せる方もいるが、手続では日本語を使用する決まりになっているので、通訳人を介することが通常となっている。
- ： 保護命令の申立件数は、年間10件強とか、平成23年には30件ということであったが、申立人の年齢層でいえば、若い人が多いとか、熟年層が多いとか、そういった傾向のようなものはあるのか。
- ： あらゆる年代で申立てがあるという印象である。20歳そこそこで深刻な被害を受けたという意見を述べられる方もおられれば、熟年に入って、長年の暴力に耐えてきたという方もおられて、どの年齢層が多いのかと問われると、どの層もおしなべてという印象である。
- ： 平成25年から申立ての対象が拡大したという説明があったが、拡大部分に当たるケースは、従来ではストーカー防止法などの別の法律で保護されていたのではないかと思うが、これらの別の法律と、拡大したDV防止法との整合性は、どのような感じになっているのか。
- ： 今回の改正で同棲の方もDV防止法の対象に含めることとなったのは、紹介いただいたストーカー防止法では規制が難しい例が多いということが立法理由の一つとして挙げられていたと思う。要は、同居していた人なので、ストーカーというのは概念的に合わないのではないか、保護の必要性の間隙がそこで生じていたのではないかということで、今回の改正で同棲の方の場合も保護命令の対象とされたという法改正時の説明がされていた。
- ： 一度申立てが認められて、その後6か月経過して再度申し立てる割合はどの程度のものか。
- ： 全部が再度の申立てをするというわけではないので、ごく限られた程度という言い方は少し正確ではないかもしれないが、少なくとも50パーセント

を下回っている。また、先ほども説明したが、再度の申立てがなされても、要件的に厳しいという案件も少なからずある。もちろん、1回目の保護命令の期間中に保護命令違反の事実があったという案件もあるので、そういう場合には再度の申立てを認容するということもある。

- ： 「保護命令の期間が切れたらやってやるんだ」と言っていたり、そういう趣旨のメールを被害者の親族に送ったりしていたりするような場合には、比較的再度の申立てを認容しやすいと考えられるが、一応の平穏状態が続いていたような場合には手がかりが少なく、認容しづらいので、1回目の保護命令の発令の際に、期間が6か月あるのでその期間に弁護士に相談するなどして離婚の手続きをし、安定した状態を作ってください、そう簡単には再度の申立ては認められませんよと説明しているのです、再度の申立てはそんなに多くない。
- ： 再度の申立ては多くないけれども、逆に、3度も申し立てられる例もある。3度目も再度の申立てなので、2回で終わるとは限らない。滅多にない案件ではあるが、申立時に保護の必要性が認められれば、3度目以降でも保護命令が発令されることもある。
- ： 近づくだけで刑罰を課せられるという非常に強力な法律でもあるので、裁判所としては抑制的に発令しないといけないという要請もあることから、悩ましい問題ではある。
- ： センターや警察での相談そのものの件数は多いのか。
- ： 先日、調停委員の研究会にお越しいただいた相談センターの方のお話によれば、やはり相談件数は増えているということであった。
- ： 裁判所にうかがう話かどうかは分からないが、DV防止法ができて、全国的にみても申立件数は増加しているようだが、この法律は、社会的な観点でいえば、家庭内暴力を抑止する方向に働いているといえるのかどうか。
- ： 先日、家事調停委員研究会の際にこども女性相談センターの方からお話を聞いたところによれば、全国的にはDVの相談が数万件あり、10年で2.5倍になっているそうである。徳島県では10年間で数倍に伸びていて、相談は五、六千件程度あるそうである。配偶者暴力相談支援センターは県内で4か所あり、そこへ相談に来ていただいた方に対しては、二次被害に遭わないような十分な相談の受付方法を検討されているとのことである。電話や来所の相談があったときには女性の相談員が対応し、離婚調停時に同行するという取り組みをされている。また、福祉事務所やハローワーク、学校などと連携したうえで、一時避難の受入れもされているそうだが、その後に自立して生活していくための支援もされているとのことである。
- ： 抑止力という話に関して、相談件数が伸びているということだが、こういう相談センターがあるということ啓発している状況なので、今まで潜在化していた、我慢していた人達が相談に来るようになって、相談件数が伸びて

いる。また、DV防止法は、保護命令だけの制度ではなく、センターを設置したりすることも含めて法律が成り立っている。つまり、DV防止法の一部が保護命令制度という位置付けである。啓発をしてきているので、こういう制度があるということ自体も徐々に浸透してきており、今まで我慢していた人達に相談していただくことができ、その方達に重大な結果が発生することを防ぐことにつながっている。そういったことも抑止力といえるのではないかと思う。

- ： 2週間以内の即時抗告がされた場合、どのように手続が進むのか。
- ： 即時抗告がされた場合、審理する裁判所が高等裁判所へ移る。徳島の場合であれば、高松高等裁判所へ記録が送付されて審理されることになるが、高等裁判所で改めて審問が実施されることはほとんどなく、記録上で、徳島での審理の様子を検討してもらって、徳島で保護命令が発令されている場合には、それが維持できるものかどうかを判断することになる。ただし、保護命令の効力は言渡しの時に生じているので、即時抗告がされたからといっても、保護命令の効力発生が遅れるということはない。また、即時抗告の件数はさほど多くない。
- ： 保護命令が出されると、だいたい観念してしまうということか。
- ： そういうこともあるだろうし、また、相手方を呼び出してもそもそも裁判所へ出てこないということも少なからずあり、そういった例では、決定を郵便で送って、それでそのまま確定する例が多いと思う。
- ： 相手方の立場からすれば、自分の主張を全然聞き入れてくれなかったと言ってくる人が多いと思う。けれども、観念するといえば観念する。結局、命令が出たからそれには従う。その後に離婚の調停や裁判をすることになるが、双方に弁護士が付くことが多く、その際に、弁護士からも暴力やつきまといはいけないと注意するので、その点でも抑止力があると思う。
- ： そこまで手続が進めば、もう印も押して離婚も成立しているのか。
- ： 離婚が成立することと弁護士から注意することとはまたニュアンスの違う話になってしまうが、保護命令が出ている案件で離婚調停が申し立てられた場合には、相手方に弁護士が付いているかどうかは分からないので、裁判所で被害を受けることを防ぐために、少なくとも最初の調停期日については、申立人と相手方とで呼び出す日や時間をずらしたりする。調停が進んでいって、最終的には同じ時間に来ていただくことになることもあるが、そのときは待合場所に配慮する。

なお、離婚届を出すときには両方の印鑑が必要だが、調停が成立して離婚することになる場合には、お互いの意思を確認できれば、印鑑は不要である。

- ： 家庭裁判所を利用せずに、観念して別れましょうということで離婚届を出すこととなれば、離婚届に署名、押印して提出すれば済むことだが、離婚では別れる別れないだけではなく、子どもをどちらが養育するか、仮に親権を

譲っても子どもには会わせてほしいという希望をどうするかとか、子どもに会わせる機会に暴力を振るわれるおそれがあるとか、もちろん、財産の分け方をどうするかとか、様々な解決すべき問題があるので、そうすると当事者間で決着しないので、家庭裁判所の調停を利用するということになる。その場合、裁判所では、先に言ったような、直接会わないようにどういう配慮をするかということを検討、工夫することになる。未成年の子どもがいる場合、夫婦間において暴力を振るったことは認めるけれども、だからといって子どもに会えないのはおかしいじゃないかということが、暴力を振るった側がよく主張することで、そういう主張をされることは理解できるものの、ただ、特に子どもが小さい場合には、子どもの受け渡しをするときに暴力の加害者と被害者を接触させてよいものか、それとも何らかの支援が必要なのかと、そういう点もいろいろと調整しながら、離婚という方向で円満に解決できないかということについて、家庭裁判所ではいろいろと調整している。面会交流、面接交渉という点も、この委員会でのテーマにできるぐらいの大きな問題であるが、特にDVが絡むと難しい問題である。

- ： 配付資料によると、保護命令は、「暴力等を受けた後に夫婦関係を解消した場合は、以前に受けた暴力等を基に申し立てることができますが、夫婦関係を解消した後に受けた暴力等を基に保護命令を申し立てることはできません。」とあるが、これはどういう解釈になるのか。
- ： 夫婦関係にある方が、夫婦関係にある状態で暴力を受けて、今後その関係が継続する場合に、また同じように暴力を受けることを防止するということが基本的なものと考えられている。保護命令の元々の出発点が、DVという社会から隔離された状態の中で、外部から見えにくい暴力に国家が介入して、これ以上暴力が振るわれることを防止しようというところにある。したがって、特別な関係にある状態で暴力を振るわれたということが大前提にあって、ただ、特別な関係にある間に暴力が振るわれ、その関係が解消されたものの、そこからまなお暴力が続いている場合などには、元々あった内部の暴力が今後も引き続くおそれがあるということで保護する必要があるので、そこまでは適用範囲を広げようということである。しかし、内部の関係が解消された後に初めて暴力を振るわれたところまで、国家が介入して、刑罰権を持って、保護命令を発令して保護するというのは、広がりすぎではないかという配慮があると思う。したがって、特別な関係である婚姻関係、内縁関係、同棲関係があって、その関係中に暴力があったということが出発点であって、最低限の要件であるということができる。
- ： 夫婦関係を解消した後に初めて受けた暴力については、傷害罪とか暴行罪、場合によってはストーカー防止法により対応するということか。
- ： そういう理解になると思う。ただ、中には法律上での夫婦関係は解消しているけれども、実際には同居しているというケースもたまにあるので、そう

いう場合にそこで振るわれた暴力については、同居している、内縁関係にあるということが認められればDV防止法の保護の対象になる。でも、生活が完全に分かれているような場合には、ドメスティックな場ではないということで、事実が変わってくる。

- ： DV防止法のような法律でどこまで保護するのかということは各国で違っているようで、例えば、アメリカでは州ごとで違っている。広い範囲では同性愛のカップルまで保護している例もある。どこまで範囲を広げるかということは立法府の立場で決めていくことである。また、ほかの規制法と重なる部分もたくさんあるので、場合によってはストーカー防止法であったり、民事保全法で対応することもあり得ると理解している。